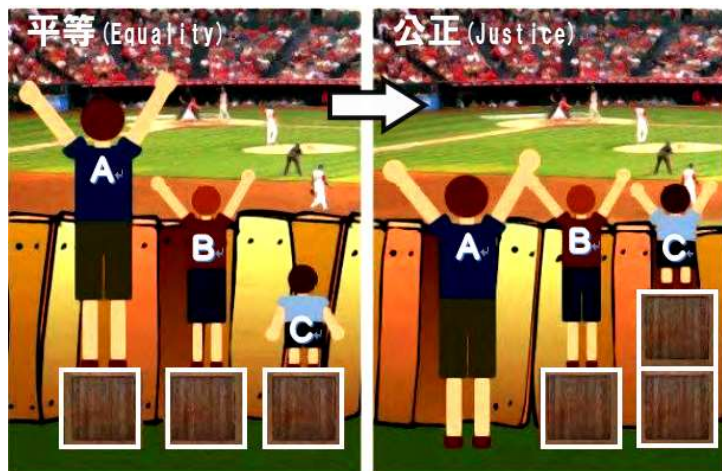


う

動き始めた合理的配慮の取組

『障害者差別解消法』[※](H28.4 施行)により学校の設置者や学校には過度の負担のない範囲で、障害のある児童生徒への「合理的配慮」を行うことが求められるようになりました。

※正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」



左絵のように、身長差のあるA・B・Cの3人の男の子に等しく木箱を提供しても、Cは壁が邪魔で野球観戦ができません。

しかし、右絵のように、Aの木箱をCに移すという個別に必要で、過度の負担もない変更・調整をすれば、3人とも公平に観戦できます。これが「合理的配慮」のイメージと言えます。